

第7章 非行等問題行動の防止活動

1 非行防止活動

【県民安全課】【医薬食品・衛生課】

近年、非行少年等の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、依然として刑法犯全体に占める割合が高く、憂慮すべき状況が続いています。このため、県では青少年関係機関・団体および地域と連携、協力して、非行に対する理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成および社会環境浄化のための活動を行っています。

(1) 広報啓発活動

【県民安全課】

内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に合わせて、青少年育成研究大会、青少年健全育成県民大会等の開催や、県内主要駅およびショッピングセンターにおいて啓発グッズ等の配布活動を行っています。

(2) 非行防止一斉行動

【県民安全課】

関係機関・団体と連携、協力して学校の夏季休業前後（7～9月）に、県下一斉に街頭補導・指導活動を行うとともに、自転車通学時におけるマナー向上（6月）や公共交通機関のマナー向上（9月）の啓発指導を行っています。

(3) 青少年薬物乱用防止対策

【医薬食品・衛生課】

関係機関・団体と連携、協力し「不正大麻・けし撲滅運動」（5～6月）、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6～7月）、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10～11月）に併せて街頭キャンペーン等の啓発活動を行っています。

また、年間を通じ、県下の学生を対象にした薬物乱用防止教室を開催しています。

(4) 青少年愛護センター

【県民安全課】

県下には、12か所（5市5町2一部事務組合）の青少年愛護センターが設置され、青少年の非行の未然防止と社会環境の浄化を図るため、市町職員のほか、関係機関・団体および地域住民と協力して、街頭補導、少年相談等の活動を行っています。

2 有害環境浄化の推進

【県民安全課】

青少年を取り巻く有害な環境を排除し、青少年の身体的・精神的発育に良好な環境を整えるため、福井県青少年愛護条例に基づき、凶悪・粗暴な非行などを誘発助長するおそれのある有害な図書や物品の販売の規制などを行っています。

福井県青少年愛護条例の運用状況

ア 優良興行および優良図書等の推奨

青少年の健全な育成に有益であると認められる興行や図書等を、条例に基づき優良興行、優良図書等として推奨しています。推奨された優良興行、優良図書等は、県内の青少年関係機関などへ通知するとともに県のホームページに掲載して広く県民に周知しています。

第 67 表 優良興行、優良図書等の推奨

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
優良興行	1	0	0	0	0	0	0
優良図書等	49	60	40	57	10	19	30

資料出所：県民安全課

イ 有害興行、有害図書等、有害がん具刃物類の指定

① 興行や図書等は、その内容が青少年の健全育成を阻害するおそれがあると認められるときは、条例に基づき有害興行や有害図書等に指定し、青少年に観覧させたり、青少年に対して販売したりすることを禁止しています。

- ・ 有害興行の指定は、映画倫理委員会において成人向きとして指定した映画を有害興行として指定しています。
- ・ 有害図書等の指定は、書店等で販売されている雑誌などを中心に指定しています。

② がん具刃物類は、これを所持させることが青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、条例に基づき有害がん具刃物類に指定し、青少年に所持、携帯させたり、青少年に対して販売したりすることを禁止しています。

第 68 表 有害興行、有害図書等、有害がん具刃物類の指定数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
有害興行	61	66	62	65	38	25	20
有害図書等	120	119	118	60	5	0	20
有害がん具刃物類	0	0	0	0	1	0	0

資料出所：県民安全課

ウ 届出営業の状況

条例では、青少年に有害な影響を与えるおそれのある利用カード販売業などの営業については、知事への届出制とし、かつ青少年に対する販売を禁止しています。

県内の状況（令和 5 年 3 月現在）は、利用カード販売所 3 か所となっています。